



自由提案型優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

圧送便器

Mobile Pressure Pumping Water Closets

BLFS PWC : 2018

2018年7月13日公表・施行

一般財団法人 **ニッポンリビング**

目 次

自由提案型優良住宅部品認定基準 圧送便器

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 圧送便器のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

自由提案型優良住宅部品認定基準

圧送便器

I. 総則

1. 適用範囲

住宅・介護施設・福祉施設の居室等のベッドサイドに設置され、主としてトイレへの移動が困難な人の排泄行為の支援を目的とした、腰掛式圧送便器に適用する。

2. 用語の定義

- a) 圧送便器：便器と連結された汚物粉碎・圧送排水ユニットで構成されたものをいう。
- b) 便器：洗浄により溜水に落下された汚水を圧送排水ユニットに移動させる機能をもつものをいい、トラップと組合せたものを便器という。
- c) 便座：便器に設置された便器に腰掛けるための部分をいう。
- d) 自動便器洗浄装置：独立設置、あるいは、便座や粉碎・圧送装置に組込まれる機構で、便器洗浄と粉碎・圧送装置の運転を自動で行うものをいう。
- e) リモコン：圧送便器から離れた場所で自動便器洗浄を行うための装置をいう。
- f) 圧送排水ユニット：汚物を粉碎する粉碎部、粉碎された汚物を一時的に貯留する排水タンク部、粉碎された汚物を強制的に排水管又は汚水桝に圧送排水するポンプ等で構成された装置をいう。
- g) 汚物：人体より排出される排泄物及びほぐれやすいトイレットペーパー類をいう。
- h) 粉碎・圧送装置：汚物を便器洗浄水と共に粉碎し、排水ホースにつまらない性状の汚水を排水ホースに圧送する装置をいう。
- i) 圧力緩和装置：便器からの汚水の流入時に汚物粉碎・圧送排水装置内部の圧力が上昇して便器洗浄が阻害される、あるいは、排水管で発生したサイホン作用により封水が損失することを防止するための正圧および負圧に対する緩和装置をいう。
- j) 給水ホース：便器と給水を行う給水管までを連結する可とう性を有したものをいう。
- k) プレート：圧送便器の設置性を確保する装置の部分をいう。
- l) 排水ホース：便器と接続する排水管までを連結する可とう性を有したものをいう。
- m) ホースカバー：給水ホース及び排水ホースを覆うカバーをいう。
- n) 肘掛け：座る、姿勢を保持する、立ち上がる等の動作を補助するために使用する手すり部材をいう。
- o) 背もたれ：座る、姿勢を保持する等の動作を補助するために使用する背中を保持する部材をいう。
- p) 洗浄水量：1回の洗浄操作における全排出水量をいう。
- q) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- r) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているものをいう。
- s) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム

処理等をその範囲に加える。

t) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

圧送便器の構成は、表－1による。

表－1 構成

構成部品		構成の別 (注)	備考
圧送便器	便器	●	
	便座	●	温水洗浄便座を設置する場合は、別添1によって性能を確認すること。
	自動便器洗浄装置	●	
	リモコン	○	
	圧送排水ユニット	粉砕・圧送装置 圧力緩和装置	● ●
肘掛け		○	
背もたれ		○	
プレート		●	
給水ホース		●	
排水ホース		●	
ホースカバー		○	
止水栓		○	

注) 構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品に使用する材料は、名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a) 圧送便器の組立て

便器、便座、自動便器洗浄装置、圧送排水ユニット、肘掛け、背もたれ、プレートの組立て、給水ホース、排水ホースの組立て。

b) 便器と圧送排水ユニットの接続

排水ジョイントを使った便器の排出口と圧送ユニットの流入口の接続。

c) 本体(給水口)と給水ホースの接続。

d) 圧送排水ユニットと排水ホースの接続

- e) 給水管と給水ホースの接続
給水管経路の止水栓の設置及び給水管の分岐金具への給水ホースの接続。
- f) 排水管と排水ホースの接続
- g) 試運転
施工完了後の試運転。
- h) その他構成部品の取り付け

6. 寸法

- a) 便器の寸法は、JIS A 5207：2014（衛生器具－便器・洗面器類）の6.1「形状・寸法」の重要な寸法に準拠する。
- b) 便器の寸法許容差は、JIS A 5207：2014（衛生器具－便器・洗面器類）の6.2「寸法許容差」による。
- c) 給水ホースの口径は、給水時間や便器の洗浄性能に支障のない寸法とする。
- d) 排水ホースの口径は、排水時に配管内に汚物がつまらず、残らない等円滑に排水できる寸法とする。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 便器及び構成部品の品質
便器及び構成部品は、外観や止水性等の必要な品質が確保されること。
- b) 圧送便器の騒音
洗浄・排出時は、著しい騒音とならないこと。
- c) 洗浄・排出・搬送
洗浄を行った際に、十分な洗浄性能、汚物の排出性能及び搬送性能等を有すること。
- d) 高齢者・障害者等への配慮
トイレへの移動が困難な人を対象とし、高齢者・障害者等が使用しやすい形状等を有すること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 強度
通常の設定状態において、使用上支障がないよう構成部品の強度が確保されていること。
- b) 安定性
通常の使用方法において、本体が転倒しない等の安定性が確保されていること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 便器及び構成部品の形状と構造
便器及び構成部品は、人体に安全な形状および構造であること。

b) 設置性

本体は、使用者の円滑な移動が確保されるように配慮されていること。

c) 安全装置

使用時の安全性が確保できる安全装置を備えていること。

d) 電気設備の絶縁抵抗、絶縁耐力及び耐湿絶縁

電気設備の絶縁抵抗、絶縁耐力及び耐湿絶縁が適切であること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 使用材料の安全性

便ふた、便座等の使用材料は、人体に有害でないこと。

b) 耐汚染性及び衛生性

人体に悪影響を及ぼさないよう、耐汚染性及び衛生性を有すること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

火災に対する安全性の配慮がなされていること。

1.3 耐久性の確保

a) 耐久性

便器および構成部品は、十分な耐久性を有すること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 圧送（後付・移動可能）便器のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とし、その他の部分又は機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む。）については、2年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 防水機能（使用上支障なく水を溜める機能をいう）に係る瑕疵 5年
- 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

1. 本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合
2. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
4. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
5. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観上の現象
6. 海外付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
7. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
8. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
 - 1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1)の条件のもと、製品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報が、わかりやすく記載した取扱説明書及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

圧送便器の施工について、次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報
- b) 品質保証に関する事項

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（圧送便器 BLFS PWC：2018）は、2018年7月13日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（圧送便器 BLFS PWC：2015②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

自由提案型優良住宅部品認定基準（圧送便器）

解 説

この解説は、優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（圧送便器）において、制定内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 搬送性能試験における試験体条件の緩和

II 基準改正の履歴

【2016年1月15日公表・施行】

1. 引用するJIS規格年度の更新

【2015年8月31日公表・施行】

1. 免責事項の表現の統一 【II. 2.2.1】